

令和3年7月21日

健康福祉部

障害政策課 社会参加推進係内線:2633、2635

群馬県障害者差別解消推進協議会委員を公募します

1 趣旨

県では、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「群馬県障害者差別解消推進協議会」を設置しています。この協議会において県民の幅広い意見を反映させるため、委員の公募を行うものです。

2 募集人数

1名

3 募集対象者

次の要件をすべて満たす者

- ①満18歳以上の者
- ②県内に在住又は在勤・在学の者
- ③年1~2回程度、平日県庁で開催する会議に出席可能な者

4 募集期間

令和3年7月26日(月)~令和3年8月25日(水)(必着)

5 応募方法

所定の応募申込書を郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、応募書類は返却いたしません。

【応募申込書入手方法】

- ・県ホームページからダウンロード (URL: http://www.pref.gunma.jp/houdou/d43g_00114.html)
- ・県庁障害政策課(県庁13階南フロア)

6 選考方法

県健康福祉部に設置する選考委員会で審査の上、決定します。

7 選考結果の通知

応募者本人あて郵送により通知します。

8 委員の委嘱期間

2年間(令和3年10月1日~令和5年9月30日)

9 その他

- ・協議会に出席した場合、県の定める委員報酬及び旅費を支給します。
- ・応募書類に記載された個人情報は、委員選考の目的以外には使用いたしません。

10 申込み・問合せ先

群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL: 027-226-2634/FAX: 027-224-4776 E-mail: shougai@pref.gunma.lg.jp

(参考)推進協議会について ※条例第17条に設置を規定

設置目的:障害者差別に関する相談及び差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う。

役割:・障害者差別解消の推進に必要な事項の意見具申

- ・障害者差別解消の情報交換及び取組の協議
- ・障害者や家族等からの障害者差別に関する相談対応や解決等のための県への助言
- ・障害者差別対象事案のあっせん(事案に応じ、協議会委員から別途合議体を設置)





